

## 会議結果報告書

1. 会議名 令和4年度第1回印西市環境審議会
2. 日時 令和4年10月7日（金）10：10～11：40
3. 場所 印西市役所農業委員会会議室
4. 出席委員：岩井誠会長、鈴木康雄委員、丹澤正直委員、岩井とし子委員、小川勉委員、武藤正夫委員、山崎幸雄委員、矢野秀和委員  
事務局：板倉市長、岩井環境経済部長、環境保全課 飯島課長、岡本課長補佐、海老原保全係長、木村指導係長、堺主査、清田主査補
5. 傍聴者 2名
6. 配布資料
  - ・会議次第
  - ・（資料1）印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）
  - ・（資料2）印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）の概要及び要点について
  - ・（資料3）印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）の解説
  - ・印西市空き地の雑草等の除去に関する条例について（諮問）
  - ・委員名簿
7. 内容
  - (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 自己紹介
  - (4) 議題
    - 1) 印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）について  
会長：議題（1）印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）について、事務局より説明を依頼する。  
—事務局より、印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）について説明—  
会長：質疑に入る。質問等があれば挙手をお願いします。  
委員：この条例に関しては、土地だけということであるが、空家があり所有者のものと思われる広大な土地が手入れされていないということが見受けられる。それについては適用外となるのか。  
事務局：空家に付随する敷地については一体として空家法で扱うこととなる。  
委員：農地法第2条第1項の農地、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項の空家等、という表現について、列記しているためわかりづらい。また、雑草が繁茂している面積でいうと、住宅の隣接地より耕作放棄地の方が圧倒的に多いと思うが、それについても考えた方が良いのではないか。  
事務局：現在、耕作放棄地等については、農業委員会で対応している。  
委員：あまり効果がないように考える。  
事務局：今のご指摘について、この条例では、宅地化された土地に隣接する土地、現に所有者等が使用していない土地を対象範囲としており、但し書以降については除外規定としていることから、

記載については誤りではなく、農地については除外しているということとなっている。

委員：それでは記載する必要はないのではないかと。

会長：除外規定がないと区別がつかなくなってしまうため、記載する必要があるのではないかと。

事務局：農地、耕作放棄地はどうかとなった場合に、この条例の対象とならないことを明らかにするための記載である。農地法については、農業委員会から指導し適正な管理を促しているところである。

委員：質問三点、意見一点を申し上げたい。まず、弊害についての具体例として火災等の説明があったが、害虫の発生なども挙げられるのではないかと。二点目は、周辺住民が不利益を被った際に行政による対応を要請する場合の記述を省略されたのはなぜか。三点目は、命令に従わない場合の罰則の規定がないが、場合によっては土地の所在地等を公表することや罰金等を科すといったことは市は想定していないのか。意見として、付近の空き地に関して、周辺住民が市に相談すれば所有者を調べていただけるなど対応があると良いと感じた。

事務局：全ての空き地に関して市が管理できる状況にはないが、現状は、周辺住民からの通報を受け、職員が現場を確認し、状況に応じて所有者に草刈り等の対応を求めるといったことを行っている。この条例には記載はないが、市民からの通報を受け、現地確認の上、手続きを行うということが基本となるためご理解いただきたい。

事務局：ただ今の説明のような形で手続きを行った件数の参考数値としては、令和2年度実績で、相談・苦情件数年間約40件、うち対応していただけたものが約半数の20件、未対応が11件、通知自体が届かないというものが7件であった。未対応の11件のうち、今年度までに解消したのも含まれることから、実際には2～3件となる。

委員：市民からの要請の記載について、載せている自治体と載せていない自治体があることから、市の中で検討した上で記載を省いたということであればそのように理解したいと思う。

事務局：命令に従わない場合の規定について、本条例では罰則規定は設けていない。他市の状況を調査した際には、半数程度の自治体で罰則規定を設けていたが、実際に罰則を適用した事例は全くないということであった。全国的に見てもゼロである。実際に罰金を科したところで、草がなくなるわけではないことから、より条例の実効性を高めるため、命令に従わない場合は一定の期間を設け、代執行法に基づく行政代執行を適用し、最終的には市が代理で草の除去を行い、所有者に代金を請求するという手法を検討したいと考えている。

委員：他の市町村でも既に同じような条例を制定しているということであったが、このような条例により、空き地の雑草が減っているという実績はあるのか。

事務局：他市でも、同じような手続きを取る中で、罰則等まで行っていないということは、それまでに解消されていると理解している。流山市で代執行したという例があるが、近隣ではそれ以外にはなく、代執行の例は多くはない。

委員：それは空き地の雑草が減っているということなのか。条例が役に立っているということか。

事務局：先ほどの手続きについては、法律等の根拠がないため、各市町村で条例を根拠に調査や指導等を行っているところである。印西市は、現状では何の根拠もなく、単なるお願いにとどまる内容の文書しか出せない状況であるため、この条例が強い根拠となり解消につながると考えている。

委員：農業委員会でも同様の通知を出しているが、何もしてくれないという現状があるため、条例により解消につながるのであれば良いことと思う。

委員：第2条のところで、低い木も対象とすると説明があり、資料3の解説でも、青草、枯れ草に類するものとして竹や篠を想定しているところがあるが、これは市のクリーンセンターなどで、灌木類を草と同じ扱いをしているなどの根拠に基づくものなのか、そうでなければ、灌木や低い木を定義に含む形で記載するべきではないかと考えるがいかがか。

事務局：資料3の解説で、青草、枯れ草及びこれらに類するものとして、竹や篠が含まれるとしていることについて、条例に記載するのではなく運用面に対応するという形で市としては判断させていただいた。

委員：条例に記載するか、市のクリーンセンターでは低木も草として扱っているなどの防護策がなければ、争いのもとになるのではと懸念される。

事務局：条例の中には、対象とされる植物を全て記載することができず、雑草の状況はケースバイケースであるため、運用上の内規を作り、整理していきたいと考える。

委員：このような問題が発生し、条例を作る前に、子供たちに対する教育をしっかりとすることも一つではないか。

委員：印西市では、空き地よりも耕作放棄地の面積が多いのではないかと考える。耕作放棄地は空き地と同じ扱いと考えていたが、そうではないということを理解した。

事務局：資料の訂正をさせていただきたい。資料3の3ページ、第8条の「職員に他人の土地に立ち入り」という箇所について、正しくは「職員に当該空き地に立ち入り」に訂正をお願いする。

会長：他になければ、本日の議事は終了とし、進行を事務局にお返しする。

#### (5) その他

—事務局より、第3次印西市環境基本計画・印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び印西市地域気候変動適応計画について説明—

#### (6) 閉会

以上

令和4年度第1回印西市環境審議会の会議録は事実と相違ないことを承認する。

令和4年11月22日

印西市環境審議会 会長 岩井 誠